

大牟田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定する放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

(意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号。以下「条例」という）の例による。

(事業開始の届出)

第3条 本市において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年号外厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の32の6の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）
- (2) 定款その他の基本約款
- (3) 運営規程
- (4) 職員名簿（様式第4号）
- (5) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (6) 建物その他設備の図面
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）とその他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

(事業の廃止又は休止の届出)

第5条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、法規則第36条の32の7の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）とその他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(基準の遵守)

第6条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

(調査及び立入調査等)

第7条 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、その事業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第7条第1項に基づき、改正後の法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている事業者については、本要綱第3条に定める事業開始の届出について、「あらかじめ」とあるのは、「整備法の施行の日から起算して3か月以内に」とする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。